



平成 28 年 1 月 4 日

各 位

会 社 名 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小 林 武 司
(コード：2538 東証第二部)
問合せ先 執行役員 財務計画部長 柚 義 継
(電話番号 06-6444-5293)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、本日、四国財務局長に提出いたします平成27年9月期の内部統制報告書に、開示すべき重要な不備があり当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1 開示すべき重要な不備の内容

当社は、当社の会計監査人である栄監査法人の指摘により、当社元代表取締役会長（以下「元会長」といいます。）への便宜が図られている疑義が生じたことから、平成 27 年 8 月、当社と利害関係を有しない弁護士に独立調査委員会（第 1 次）の設置を依頼し、同年 10 月 15 日付で調査報告書（第 1 次調査）を受領しました。その後、当該報告内容を踏まえ、同年 11 月 2 日、新たに公認会計士を含めた独立調査委員会（第 2 次）に類似案件の在否を含めた追加調査（第 2 次調査）を依頼し、同年 12 月 8 日付で調査報告書を受領しました。当初の調査の結果及び第 2 次調査の結果、以下の事実が判明いたしました。

- (1) 元会長が自己の資産管理会社を通じて株式を所有していたモリタフードサービス株式会社に対し、当社は、平成 24 年 9 月期末の時点で 246 百万円の債権を有しておりました。同社は、平成 24 年 10 月 15 日に、その保有する資金から、元会長が実質的に支配する盛田アセットマネジメント株式会社に対し 260 百万円の貸付を行いました。同社の財政状態が著しく悪化していたことから、当社の債権回収が困難となったこと。
- (2) 本来会社の経費とは認められない私的支出について会社経費としての処理がなされており、また、業務に実態がないと認められる業務委託契約に基づく委託料が支払われていたこと。

加えて、栄監査法人による平成 27 年 9 月期決算に係る監査の過程において、当社子会社である盛田株式会社での拡売費の見積り計上額が過少であったとの指摘がなされた件について、当社

による検証に加え、独立調査委員会（第3次）の弁護士に法的な側面の検討を依頼し、追加調査（第3次調査）を進めてまいりましたが、平成27年12月18日付で調査報告書を受領しました。当社での検証及び第3次調査の結果、平成26年9月期決算以降、未払拡売費が過少計上されていたことが判明しました。

これに伴い、過年度決算を訂正するため、当社は、本日、平成24年9月期（第76期）から平成26年9月期（第78期）までの有価証券報告書、及び平成25年9月期第1四半期から平成27年9月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたします。

本件の問題の原因としては、元会長による当社グループに対する行き過ぎた”当主”意識と、その影響を受けた取締役会の牽制機能不全があり、その結果、元会長及びその関係者等が関与する取引については、取締役会又は他の各取締役による内部牽制機能が適切かつ十分に働いていなかったこと等が挙げられます。また、拡売費の不適切な過少見積もりについては、当社の経営幹部及び盛田株式会社の代表取締役において、会計上の見積りを客観的に適切に行うという経営者の意向及び姿勢に欠ける点があったこと等が挙げられます。

当社としては、具体的には以下のとおり全社的な内部統制の一部に不備があり、その結果、当該不適切な行為を許し、且つ、その発見の遅れが生じたものと認識しており、これらの財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

- ・ 経営者の意向及び姿勢
- ・ 誠実性及び倫理観
- ・ 取締役会及び監査役会の機能発揮
- ・ リスクの評価
- ・ 情報伝達
- ・ 内部通報制度

2 事業年度末日までには是正できなかった理由

上記1記載の内容につきましては、当事業年度末日後に受領した各調査報告書により明らかになったため、当該不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

3 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、独立調査委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) 経営体制の一新
- (2) 業務委託契約等の見直し
- (3) 内部統制の再構築
 - ・ 関連当事者との取引に関する手続規程の策定等

・内部牽制機能の強化

(人事の独立性、全社統制の再構築、内部監査の強化、内部通報制度の見直し)

(4) 社内教育・啓蒙活動の実施、人事制度その他の制度運用の改善

(5) コンプライアンス制度の見直し

4 連結財務諸表等に与える影響

上記開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、当事業年度の決算作業及び過年度決算の訂正作業において反映させており、平成27年9月期の連結財務諸表及び財務諸表に与える影響はございません。

5 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上